

一般会計決算審査特別委員会から分担された部分を審査するため、9月16日に産業建設分科会を開催しました。

認定第1号 平成27年度総社市一般会計歳入歳出決算認定について

～結果～

次のような審査の結果、本分科会に分担された部分については、きびじつるの里の在り方について、認定すべきでないとの異議がありました。

～質疑～

問：交通対策について、多数の要望が土木担当員等から寄せられている。不用額があるが、何か工事はできなかったのか。

答：工事請負費の不用額については、入札残額である。1月以降になると工事の工期が確保できないことから、新規工事執行が困難なため入札残額が不用額となる。

問：岡山県広域水道企業団負担金について、負担の割合はどうなっているのか。

答：今回の場合は、自治体が負担する3分の1を高梁川水系の6団体が按分して負担することになっている。負担率については、それぞれの市が企業団から受水する基本水量に基づき本市の場合26.1311%を負担している。

問：アスベスト改修事業費補助金が前年度と比べ増加している理由は何か。

答：今までは、調査の申請だけであったが、平成27年度は改修工事が1件あったことにより増加している。

問：きびじつるの里施設管理委託料が前年度と比べ増加している理由は何か。

答：観光センター内の井戸ポンプ、階段、トイレ等の修繕料が増加したことによるものである。

問：住宅使用料の不納欠損の理由は何か。また、未収金の対応はどのように行っているのか。

答：亡くなられた方で、5年が経過した方を不納欠損としている。未収金の徴収については、5月、12月、3月にそれぞれ建築住宅課職員で一斉に訪問している。また、滞納者の連帯保証人に指導をしていただくようお願いしている。